

地方財政審議会付議（説明）案件

平成30年6月1日（金）

（案件名）

- ・ 石川県金沢市法定外目的税「宿泊税」の新設について（決裁案件）
- ・ 大阪府法定外目的税「宿泊税」の変更について（決裁案件）

○地方税法（昭和25年法律第226号）

（法定外目的税の新設変更）

第731条 道府県又は市町村は、条例で定める特定の費用に充てるため、法定外目的税を課することができる。

2 道府県又は市町村は、法定外目的税の新設又は変更（法定外目的税の税率の引下げ、廃止その他の政令で定める変更を除く。次項及び次条第2項において同じ。）をしようとする場合においては、あらかじめ、総務大臣に協議し、その同意を得なければならない。

第732条の2 総務大臣は、第731条第2項の同意については、地方財政審議会の意見を聴かななければならない。

自治税務局 企画課

鷲頭課長補佐（内23512）